

財団法人岩手県職員互助会事業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人岩手県職員互助会運営規則（以下「規則」という。）第9条の規定により、給付、貸付け等（以下「給付等」という。）の条件及び額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(被扶養者)

第2条 この規程において、被扶養者の範囲については、地方職員共済組合の被扶養者の例による。

(条件・額等)

第3条 給付等の条件、額、請求書類等は、給付の種類に応じ、別表に掲げるところによる。

(請求)

第4条 給付等の請求をする場合は、請求書に必要な書類を添え、理事長に提出しなければならない。ただし、療養給付金の給付は、社会保険診療報酬支払基金又は会員から地方職員共済組合岩手県支部に請求のあった診療報酬請求明細書、療養費請求書又は家族療養費請求書に基づいて行う。

附 則

1 この規程は、規則施行の日から施行する。

2 会員のうち、昭和25年11月1日以前から規則第3条第2項に規定する職員として引き続き在職した者の会員期間の計算については、規則第5条の規定にかかわらず、昭和25年11月1日以前における国、都道府県又は市町村の職員として引き続き勤務した期間については、その5割の期間を会員たる期間とみなす。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に給付事由が生じた保育料、療養見舞金及び互助謝金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規程中被扶養者療養費に係る部分は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 事実発生の日が、この規程の施行日以前に係るものについての別表第1及び第2の運用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、別表第2中保健活動助成の項の(4)の改正規程は、平成2年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き会員であった者で、平成3年度に中学校を卒業した子を有する者については、この規程による給付の請求ができるものとする。
- 3 施行日の前日に会員であった者で、平成2年度以前に中学校を卒業した子を有する者が、施行日以降この規程による改正前の規程の就学祝金の要件を満たしたときは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人岩手県職員互助会事業規程のうち介護給付金の規定は、平成7年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前から引き続き会員の資格を有する会員の生きがい対策支援助成金(会員の資格喪失の日が平成14年4月1日以前であるものに限る。)について、この規程による改正後の財団法人岩手県職員互助会事業規程(以下「改正後の規程」という。)別表第2に規定する生きがい対策支援助成金額が、次の表の左欄に掲げる資格喪失の区分に応じて同表の右欄に掲げる額に達しないこととなる場合は、改正後の規程別表第2の規定にかかわらず、それぞれ当該額を改正後の規程別表第2の規定による生きがい対策支援助成金とする。

区 分	給 付 の 内 容
平成10年4月1日に資格を喪失する会員の場合	平成10年4月1日に資格を喪失した場合の改正前の財団法人岩手県職員互助会事業規程別表第2の退職生業資金の項の例により算出した額(以下「基準額」という。)の100分の100に相当する額
平成10年4月2日から平成11年4月1日までの期間に資格を喪失する会員の場合	基準額の100分の80に相当する額と平成10年4月1日以降の会員期間の掛金累計額の100分の20に相当する額(以下「新助成額」という。)の合計額
平成11年4月2日から平成12年4月1日までの期間に資格を喪失する会員の場合	基準額の100分の60に相当する額と新助成額の合計額

平成12年4月2日から平成13年4月1日までの期間に資格を喪失する会員の場合	基準額の100分の40に相当する額と新助成額の合計額
平成13年4月2日から平成14年4月1日までの期間に資格を喪失する会員の場合	基準額の100分の20に相当する額と新助成額の合計額

- 3 国から給与の支払を受ける会員で、勸奨退職により資格を喪失するものについての前項の規定の運用については、同項中「4月1日」とあるのは「4月2日」と、「4月2日」とあるのは「4月3日」と読み替えるものとする。
- 4 前2項に規定する生きがい対策支援助成金の給付方法等については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 事実の発生の日が、この規程の施行日以前に係るものについての別表第2の適用については、なお従前の例による。
- 3 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行に伴い、平成12年4月1日に資格を喪失するものについては、同日から平成13年3月31日までの間に事実が生じた出産祝金、入学・卒業祝金、銀婚祝金、リフレッシュ助成金及び保健活動助成(以下「出産祝金等」という。)の給付の請求ができるものとする。
- 4 前項の出産祝金等の給付等の条件、額、請求書類等は、給付の種類に応じて、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人岩手県職員互助会事業規程のうち介護休暇給付金の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程の施行日前に給付事由が生じたリフレッシュ助成金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 事実発生の日が、この規程の施行日以前のものに係る出産祝金、付添看護料、結婚祝金、入学・卒業祝金、銀婚祝金、永年勤続祝金、眼鏡助成金、リフレッシュ助成金の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 事実発生の日が、この規程の施行日以前のものに係る会員療養給付金及び家族療養給付金の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表中、退職者懇談会事業に係る改正規程は、平成17年3月25日から施行する。
- 2 この規程の施行日前の育児休業期間に係る育児休業給付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程の施行日前に給付事由が生じた入院見舞金、生活習慣病予防検診等助成、単身赴任者リフレッシュ助成金及び厚生福利事業にあっては、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正前の規程に基づく福利厚生事業において、平成17年度に付与されたポイントの全部又は一部を当該年度内に使用しなかった会員にあっては、平成18年度中に助成対象事業を実施した場合に限り、未使用ポイントの範囲内で当該事業に係る助成金の請求ができるものとし、その給付項目及び請求方法等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	事業の要件	事業内容	提出書類								
会員療養給付金	会員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条及び第59条の規定に基づき、医療機関又は薬局から療養の給付を受けたとき。	療養に要した費用について、一部負担金を支払った場合における当該一部負担金の額から地方職員共済組合の一部負担金払戻金及び高額療養費並びに他の法令の規定又は地方公共団体の条例等により国又は地方公共団体の負担する療養又は療養費（以下「公費負担額」という。）を控除した額が、3,500円（共済組合の合算高額療養費が支給される場合は7,000円）を超える場合にその超える金額に相当する額。	提出不要								
家族療養給付金	会員の被扶養者が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条及び第59条の規定に基づき、医療機関又は薬局から療養の給付を受けたとき。	療養に要した費用について、一部負担金を支払った場合における当該一部負担金の額から地方職員共済組合の家族療養費附加金及び高額療養費並びに公費負担額を控除した額が、3,500円（共済組合の合算高額療養費が支給される場合は7,000円）を超える場合にその超える金額に相当する額。	提出不要								
弔慰金	会員等が死亡したとき。	<table border="0"> <tr> <td>1 会員</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>2 配偶者</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>3 配偶者以外の被扶養者</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>4 配偶者の被扶養者として認定されている会員の子</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	1 会員	500,000円	2 配偶者	100,000円	3 配偶者以外の被扶養者	50,000円	4 配偶者の被扶養者として認定されている会員の子	50,000円	理事長が別に定める
1 会員	500,000円										
2 配偶者	100,000円										
3 配偶者以外の被扶養者	50,000円										
4 配偶者の被扶養者として認定されている会員の子	50,000円										
遺児育英資金	会員が死亡したときに、高等学校卒業以前の遺児、高等学校と同程度の学校及び専修職業訓練校に在学中の被扶養者である遺児があるとき。	遺児1人当たり 500,000円	遺児育英資金請求書 (様式第2号)								
災害見舞金	会員がその住宅家財に災害を受けたとき。	<p>次の各号に掲げる損害の程度に応じ該当各号に掲げる額</p> <p>1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき(これと同程度の損害を受けたときを含む。)。500,000円</p> <p>2 (1) 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき(これと同程度の損害を受けたときを含む。)</p> <p>(2) 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき(これと同程度の損害を受けたときを含む。)</p> <p>300,000円</p>	理事長が別に定める								

		<p>3 (1) 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき(これと同程度の損害を受けたときを含む。)</p> <p>(2) 住居又は課財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき(これと同程度の損害を受けたときを含む。)</p> <p>200,000円</p> <p>4 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき(これと同程度の損害を受けたときを含む。)</p> <p>100,000円</p> <p>5 住居又は家財の5分の1以上が焼失し、又は滅失したとき(これと同程度の損害を受けたときを含む。)</p> <p>50,000円</p>	
介護休暇給付金	<p>会員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第16条の規定に基づき、介護休暇を取得したとき。</p>	<p>1 対象の範囲 介護休暇を取得した会員のうち、次に掲げる者の病気又は負傷による介護をした場合 (1) 被扶養者 (2) 会員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族(子の配偶者を除く。)で被扶養者でない者</p> <p>2 給付期間 介護休暇取得期間</p> <p>3 給付額 1日につき給料日額の100分の60に相当する金額。ただし、給料の一部を受けた場合は、地方公務員等共済組合法第71条に準ずる調整をするものとする。同時に、地方職員共済組合から同一の介護休暇について給付があった場合は、その額を減額して給付する。</p>	<p>介護休暇給付金請求書 (様式第4号)</p>
保健活動助成	<p>会員及びその被扶養者が、清温荘又はエスポワールいわてを1泊2日(2食付)で利用するとき。</p>	<p>1 清温荘宿泊利用券 利用者1人につき 2,100円</p> <p>2 エスポワールいわて宿泊利用券 利用者1人につき 1,500円</p>	<p>理事長が別に定める。</p>
生きがい対策支援助成金	<p>会員が運営規則第4条第2項の規定に該当したとき。</p>	<p>掛金累計額の100分の20程度の金品を給付。 (給付方法等については理事長が別に定める。)</p>	<p>理事長が別に定める</p>

育児支援交付金	会員が保育している1歳から6歳までの子を被扶養者としているとき。	子1人につき1年度 30,000円	理事長が別に定める
誕生祝金	会員が出産したときまたは配偶者（会員を除く。）が出産したとき。	子1人につき 30,000円	誕生祝金請求書（様式第7号）
キャリアアップ交付金	会員が勤続15年及び25年を経過したとき。	1 勤続15年を経過した日の属する年度 20,000円 2 勤続25年を経過した日の属する年度 40,000円	キャリアアップ交付金請求書（様式第8号）
資格取得等支援助成金	会員が自己の資質向上を目的として各種講座を受講したとき又は資格取得等のための試験等を受験したとき。	理事長が別に定める。	理事長が別に定める。
医療貸付	会員又は被扶養者が医療費の支払い（地方公務員等共済組合法第57条第1項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「医療機関等」という。）に係る支払いに限る。）のため、資金を必要とするとき。	1 貸付額の範囲 医療機関等に支払うべき金額又は支払った金額から地方職員共済組合における医療費に係る付加給付の基礎控除額を控除した額 2 貸付利率 無利子とする。 3 弁済 当該貸付けに係る高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金が、地方職員共済組合から支給されたときに弁済するものとする。 ただし、当該支給額が当該貸付額より少ないときは、その差額は、理事長が指定する日までに弁済するものとする。	理事長が別に定める。
退職者懇談会事業	会員が年度末に勸奨又は定年退職するとき。	理事長が別に定める。	提出不要

様式第1号

弔慰金請求書

決定額	※								円
-----	---	--	--	--	--	--	--	--	---

共済組合員証番号				会 員 氏 名				所 属 機 関 名			
地・岩手								所属機関コード ()			
死 亡 者 氏 名				死亡者生年月日				年 月 日			
死 亡 年 月 日		年号 4	年	月	日	性別及び続柄		性別 (男・女) 続柄			
埋 (火) 葬年月日		年 月 日		死 亡 場 所							
請 求 金 額		円		死 亡 の 原 因							
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>財団法人岩手県職員互助会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">請 求 者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>											
共済組合の埋葬料・家族埋葬料の支給の有無		※埋葬料・家族埋葬料・被扶養者外のため支給しない				支 給 区 分		1 本人 2 配偶者 3 被扶養者 4 その他		区分 ※	

- (注) 1 ※印欄は記入しないこと。
 2 被扶養者でない配偶者または子が死亡したときは、戸籍抄本(コピーでも可)を添付すること。

様式第2号

遺児育英資金請求書										決定額	※							円
共済組合員証番号					会員氏名					所属機関名								
地・岩手										所属機関コード ()								
死亡年月日			年号	年	月	日	請求金額			円								
遺児氏名																		
生年月日		年 月 日生 (歳)			年 月 日生 (歳)			年 月 日生 (歳)										
住 所																		
元会員との続柄																		
学 校 名																		
学 年																		
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>財団法人岩手県職員互助会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">請 求 者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">会員との続柄</p> <p style="text-align: right;">印</p>																		

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 義務教育以外の学校に在学しているときは、当該学校に在学していることがわかる証明書等又はその写しを添付すること。

年 月 日から 年 月 日まで 介護休暇取得により、その期間に支払った金額は次のとおりである。 計算式 支給額 円 所属機関の長 又は 給与事務担当者 職 氏名 印		介護休暇取得により給料の減額の対象となった日に○印を付ける。 月分 日 <table border="1"> <tr> <td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>							曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日																																												
1	2	3	4	5	6	7																																												
8	9	10	11	12	13	14																																												
15	16	17	18	19	20	21																																												
22	23	24	25	26	27	28																																												
29	30	31																																																
※ 掛金の標準となった給料月額 給料日額 円 ÷ 22 = 円 → 円 (10円未満四捨五入) 給料日額 給付日額 円 × 6 / 10 = 円 給付日額 給付日数 給付額 円 × 日 = 円 給付額 控除額 給付決定額 円 - 円 = 円		(該当日に○印を付ける。) 月分 日 <table border="1"> <tr> <td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td><td>曜日</td> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>							曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日																																												
1	2	3	4	5	6	7																																												
8	9	10	11	12	13	14																																												
15	16	17	18	19	20	21																																												
22	23	24	25	26	27	28																																												
29	30	31																																																
※ 支給開始日		※ 前回支給分		※ 今回支給分																																														
年 月 日から		年 月 日 分まで		年 月 日 分まで																																														

生 き が い 対 策 支 援 助 成 金 請 求 書

請求者氏名		元会員氏名	
請求者の住所	〒 TEL		
資格喪失時の所属所			
資格喪失年月日	平成 年 月 日	資格喪失事由	
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>財団法人岩手県職員互助会理事長 様</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">会員との続柄 ()</p>			

- (注) 1 『元会員氏名』欄は、元会員以外が請求する場合に記入すること。
- 2 『資格喪失事由』欄は、「退職」、「他互助会へ転出」、「死亡」、「国へ出向」等詳しく記入すること。

様式第6号

育 児 支 援 交 付 金				決定額	※						円
共済組合員証番号				請 求 者 氏 名				所属機関名			
地・岩手								所 属 機 関 コ ー ド ()			
請 求 金 額 (円)				円							
(フリカナ)											
子 の 氏 名											
生 年 月 日		平成 年 月 日 (歳)		平成 年 月 日 (歳)		平成 年 月 日 (歳)					
性 別		1 男 ・ 2 女		1 男 ・ 2 女		1 男 ・ 2 女					
続 柄											
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>財団法人岩手県職員互助会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 請求者氏名 印</p>											

- (注) 1 この給付金は、1歳から6歳までの被扶養者がいる会員に対し、子1人につき1年度30,000円が給付されること。
- 2 請求は、子が満年齢に達した都度、毎年度行うこと。
- 3 ※印欄は記入しないこと。

様式第7号

誕 生 祝 金				決定額	※						円
共済組合員証番号				請 求 者 氏 名				所 属 機 関 名			
地・岩手								所 属 機 関 コード ()			
配偶者が会員のとき 配偶者の共済組合員証番号				配偶者が会員のとき 配 偶 者 の 氏 名				配偶者が会員のとき 配偶者の所属機関名			
地・岩手								所 属 機 関 コード ()			
請 求 金 額 (円)				円							
(フリガナ)											
子 の 氏 名											
生 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日			
性 別		1 男 ・ 2 女		1 男 ・ 2 女		1 男 ・ 2 女		1 男 ・ 2 女			
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>財団法人岩手県職員互助会理事長 様</p> <p>住 所</p> <p>請求者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>											

- (注) 1 この給付金は、子1人につき 30,000 円が給付されること。なお、子の両親とも会員のときは、いずれか一方に給付されること。
- 2 配偶者が会員のときは、「配偶者の共済組合員証記号・番号」「配偶者の氏名」「配偶者の所属機関名」の欄に記入すること。
- 3 ※印欄は記入しないこと。

キャリアアップ交付金請求書

										決定額	※								円
共済組合員証番号					会 員 氏 名					所 属 機 関 名									
地・岩手										所属機関コード ()									
県職員としての 採用年月日		年号		年		月		日											
		1 昭和																	
		2 平成																	
助成要件を具備した日 (月日は、採用月日に同じ)		年号		年		月		日		※									
		2 平成							採用後		5	年	を	経	過				
<p>上記のとおり、勤続 年を経過したので、助成金を請求します。 (助成額: 勤続 15 年を経過した日の属する年度 2 万円、勤続 25 年を経過した日の属する年度 4 万円)</p> <p>年 月 日</p> <p>財団法人岩手県職員互助会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 請求者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>																			

(注) ※印欄は記入しないこと。

財団法人岩手県職員互助会派遣職員給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人岩手県職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第9条の規定により、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する給付の条件及び額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付等)

第2条 給付の種類、内容等は、派遣先団体において健康保険法（大正11年法律第70号）の適用を受ける場合にあっては別表に掲げるところによる。

(請求)

第3条 給付の請求をする場合には、請求書に必要な書類を添え、理事長に提出しなければならない。

2 所属所長は、派遣職員から請求書の提出があった場合において、必要と認めるときは、請求内容について調査を行い、これに意見を付するものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 事実発生の日が、この規程の施行日以前のものに係る第3条の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表

給付の種類	給付の要件	給付内容			提出書類	
障害特別援護金	公務災害又は通勤災害による傷病が治った場合において、身体に地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害が残った会員に対し給付。	地方公務員災害補償法の例により給付			障害特別援護金請求書（様式第1号）	
		障害等級	公務上の災害給付	通勤災害の給付		
		第1級	1,540万円	975万円		
		第2級	1,500万円	940万円		
		第3級	1,460万円	905万円		
		第4級	875万円	550万円		
		第5級	745万円	470万円		
		第6級	615万円	390万円		
		第7級	485万円	310万円		
		第8級	320万円	195万円		
		第9級	250万円	155万円		
		第10級	195万円	120万円		
		第11級	145万円	90万円		
		第12級	105万円	65万円		
		第13級	75万円	45万円		
第14級	45万円	30万円				